

物外軒参観の心得

- ❗ 見学は順路に従い、飛石などの上をお歩きください。
- ❗ 敷地内での喫煙はご遠慮ください。
- ❗ 樹木、草花等を採取しないでください。
- ❗ 茶会等開催されている場合は、係員の指示に従ってください。
- ❗ 物外軒は市指定・国登録された文化財です。大切にしてください。

公開・使用のご案内

- ▶ 公開 4・5・10・11月の土・日曜日、祝日、6月第2日曜日
 - ▶ 参観料 無料
 - ▶ 茶室等の使用 年間を通して使用できます。
ただし、年末年始(12月28日～1月4日)等を除く。
 - ▶ 使用料 10,000円(消費税が別途かかります)
 - ▶ 公開・使用時間 午前9時～午後4時
- ※駐車場は織姫公民館またはさいこうふれあいセンターをご利用ください。

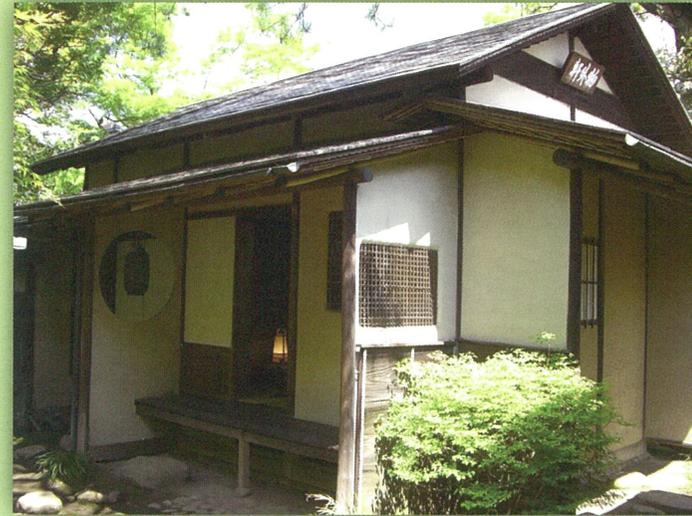


お問い合わせ 足利市教育委員会事務局 文化課
〒326-8601 足利市本城三丁目 2145 番地
TEL 0284-20-2230/FAX 0284-21-1005

足利市指定文化財
国登録名勝地

「物外軒茶室」
「物外軒庭園」

物外軒



古庭園で安らぎのひとときを...

ぶつがいけん ちゃしつ
足利市指定文化財 **物外軒 茶室**

指定年月日：昭和 43 年 11 月 1 日

この茶室は、江戸時代から回漕問屋を営む萬屋の三代目である長四郎三（ちょうしろうぞう）によって、明治初年に渡良瀬川畔の猿田河岸（やえんだがし）、現在の足利市猿田町（さるたちょう）の長四郎三邸内に建てられたものです。

この長四郎三という人は、江戸にも聞こえるほどの豪商であったばかりでなく、表千家不白流の門人となり、漢詩・和歌・俳句・書画・骨董の収集にも通じる教養人であったと伝えられています。長四郎三はこの茶室をこよなく愛し、自らの雅号「物外」に因んで茶室を「物外軒」と名付けました。

明治 34 年に足利の柳田家が譲り受け、現在の場所に移築されました。昭和 43 年 11 月 1 日には市の指定文化財に指定され、その後、昭和 48 年に当時の所有者であった鈴木栄太郎氏から庭園とともに足利市に寄付されました。

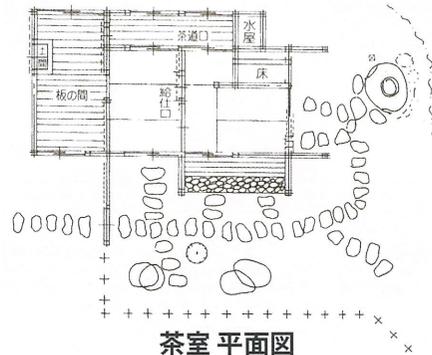


▲ 物外軒 茶室の外観

▲ 物外軒 茶室の内部

茶室は表千家不白流の流れを汲むもので、木造平屋の切妻造、三畳台目の茶室と三畳の次の間、板の間、水屋からなっています。建築に当たっては日本を代表する古筆鑑定家 古筆了仲（こひつりょうちゅう）の指導を受け、慎重を期したと伝えられています。

茶室内部の天井には長四郎三の直筆の「物外」の額が掲げられています。

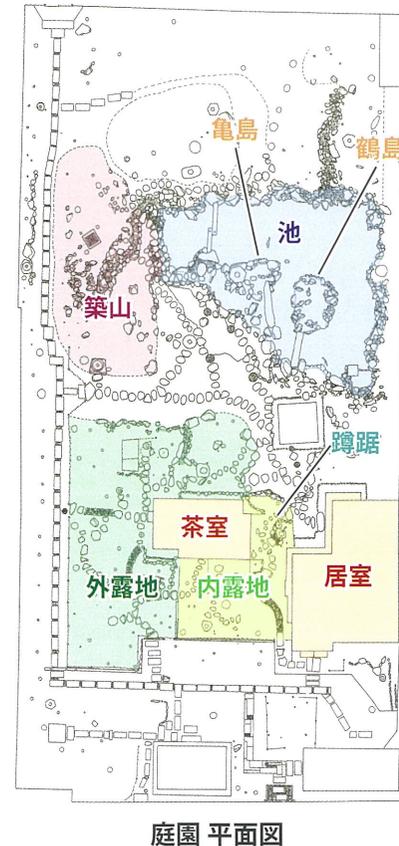


ぶつがいけん ていえん
国登録名勝地 **物外軒 庭園**

登録年月日：平成 20 年 3 月 28 日

この庭園は、南側の茶室に付随する二重露地と北側の小高い築山と池部分の二構成からなっています。作庭時期は不明ですが、柳田家がこの地に屋敷を構えた当時に作庭されたと思われる、明治 34 年に茶室を移築した際に庭園も整備されたと考えられます。庭園には多くの灯籠が配されていますが、これらも茶室とともにこの地に移されたものといわれています。

樹木は赤松とモミジを主体としていますが、山野草も植えられ、季節の花を愛でる楽しみも取り入れられています。築山から流れる溪流石組や池護岸の石組は地元足利の山石が組まれ、庭石にはクロボク石（火山岩）や梅田石（桐生高沢石）が混ぜられており、江戸末期から明治期に作庭された足利市内の古庭園の特徴が見受けられます。



また、池には江戸中期に流行した鶴亀信仰を取り入れた鶴島と亀島が造られているほか、護岸を松丸太杭に景石を乗せて造る工法が当時のまま今も残されており、貴重なものとなっています。

茶室に伴う露地は、外露地と内露地の二重露地で構成されています。茶室の躍り口（にじりぐち）の蹲踞（つくばい）の水鉢は、江戸城富士見亭の礎石を譲り受けたと伝えられるもので、京都の名石・鞍馬石です。また、蹲踞の海は水琴窟（すいきんくつ）が作られ、今でもわずかな音色を聴くことができます。